税

○家屋を壊したら連絡を

課税されている家屋を取り壊したときは、今年中に市役所資産税課へ連絡してください。12月31日㈭までに取り壊した家屋には、来年度から固定資産税が課税されません。なお、年をまたいで滅失の連絡をする場合は、解体証明書の提出が必要です。

問資産税課
☎027・898・6219

○期限内に償却資産の申告を

土地や家屋を除く事業用資産は償却資産。固定資産税の課税対象です。事業者は自己利用でも貸し付けでも、毎年1月1日現在で市内に保有する事業用資産について、2月1日㈪までに償却資産申告書を市役所資産税課に提出してください。申告が必要な償却資産は、門塀や外灯、受変電設備、ビニールハウス、太陽光発電設備、大型特殊自動車、事務用機器、家具、理美容機器などです。昨年の申告者には申告書かハガキを郵送。届かない場合でも該当者は申告が必要です。詳しくは本市ホームページをご覧ください。また、エルタックスでの電子申告もできます。申告がない場合は後日調査に伺うことがあります。

市役所HP　エルタックス

問資産税課
☎027・898・5854

○第3日曜日は納税相談窓口

平日に来庁できない人のために、納税相談窓口を開設します。

日時＝12月20日㈰8時30分～16時
会場＝市役所収納課
問同課
☎027・898・6226

事業者向け

○夢の実現を応援します

創業スクールを開催。創業のノウハウを専門家から学べます。

日時＝1月19日～2月9日の火曜4回、18時30分～21時
会場＝創業センター
対象＝市内で創業を目指す人か創業後5年以内の人、先着20人
申1月15日㈮までに前橋商工会議所
☎027・234・5115へ

人権標語

みずき中3年 田中 遥菜さん

みんなでつくろう　だれでも　なんでも
できる世界

12月の各種無料相談

相談名・問い合わせ	日　時	会　場	相談名・問い合わせ	日　時	会　場
法律相談 ☎027-898-6100	火曜13時～16時（前週の木曜14時～当日12時までに電話で予約を。相談は受け付け順で時間指定はできません。先着9人まで）	市役所市民相談室 ※相談は年度内に1人1回	公証相談 ☎027-898-6100	12月14日㈪ 13時～15時	市役所 市民相談室
			司法書士、土地家屋調査士相談 ☎027-898-6100	12月11日㈮ 13時～16時	
行政相談 ☎027-898-6100	12月8日㈫ 13時～15時	かすかわ老人福祉センター	行政書士相談 ☎027-898-6100	1月4日㈪ 13時～16時	
	12月10日㈭ 13時～15時	大胡支所	月いち健康相談 ☎027-220-5708	12月18日㈮ 9時～11時	保健センター
	12月16日㈬ 13時～16時	市役所市民相談室	精神科医によるこころの相談 ☎027-220-5787	12月9日㈬・23日㈬、 13時30分～15時(各予約制)	市保健所
	12月18日㈮ 13時～15時	桂萱市民サービスセンター	心配ごと相談 ☎027-237-5006	月曜～金曜、 13時～16時	総合福祉会館
		宮城支所	外国人相談 (英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語) ☎027-243-7788	月曜13時～17時、 木曜9時～13時	市役所 外国人相談窓口
	1月6日㈬ 13時～15時	富士見公民館			

※市民相談（☎027-898-6100）は平日の8時30分～17時15分。家庭児童相談（☎027-223-4148）、母子・父子相談（☎027-220-5701）、DV相談（☎027-898-6524）、男女共同参画相談（☎027-898-6520）、就学に向けての相談（☎027-210-1234）、消費生活・多重債務相談（☎027-230-1755）は平日の9時～17時。教育・青少年相談（☎027-230-9090）は平日の10時～17時。自殺予防「群馬いのちの電話」（☎027-221-0783）は9時～24時。みんなの人権110番（☎0570-003-110）は平日の8時30分～17時15分。

健康手帳　コロナとインフルエンザ

今シーズンは新型コロナウイルスとインフルエンザが同時に流行することが懸念されています。インフルエンザは初期の発熱や呼吸器症状が強い傾向があると考えられていますが、症状だけでコロナとインフルエンザを区別することは極めて困難です。インフルエンザの診断では抗原検査が行われますが、発熱してから陽性反応が出るまで最低でも6～8時間はかかります。また、タミフルなどの抗インフルエンザ薬は発症から48時間以内に服用する必要があります。この点を考慮して受診のタイミングを考えましょう。各医療機関ではコロナとインフルエンザの両方を注意しながら診療しています。もしもコロナの接触が疑わしい場合などは先に医療機関や保健所に確認をしてから受診しましょう。

前橋市医師会　金澤 崇

○中小企業の販路拡大費を補助

オンラインを含む展示会の出展やECモールへの新規出店費用の一部を補助します。

対象＝市内に主たる事業所がある中小企業者や中小企業団体
対象経費・補助率＝本年中に開催された見本市などの出展小間料や装飾費、オンライン登録料などの3分の1（上限20万円。大規模展示会出展時は25万円）
申請書の配布＝市役所産業政策課で。本市ホームページからダウンロードもできます
申1月4日㈪～29日㈮に同課
☎027・898・6983へ

○新規起業の事業所賃借料補助

スタートアップオフィス支援補助金の申請を受け付け。新規開業に伴って賃借する事業所や店舗の賃借料を3分の1（上限月額3万円）補助します。詳しくは本市ホームページをご覧ください。

対象＝昨年4月以降に起業し、本年度中に事業所や店舗の賃貸借契約を締結して、創業支援塾などを受けた人
申請書の配布＝市役所産業政策課で。本市ホームページからダウンロードもできます
申12月28日㈪までに市役所産業政策課（☎027・898・6983）へ直接

○講習受講や資格取得を支援

社外研修など人材育成の費用を一部補助します。

対象＝市内に事業所がある中小企業者
対象経費・補助率＝本年中に講習や資格取得が完了し、企業が支払った受講料や資格試験受験料（本市主催のものは対象外）、講師謝礼、会場使用料の2分の1以内（小規模企業者は3分の2以内。上限10万円）
申請書の配布＝市役所産業政策課で。本市ホームページからダウンロードもできます
申1月4日㈪～29日㈮に市役所産業政策課（☎027・898・6983）へ直接

その他の情報

●宝くじ助成金を活用

自治総合センターでは、宝くじの収益でコミュニティ助成事業を実施。本市の自主防災会1団体が、自主防災活動に必要な資機材を整備しました。

問防災危機管理課
☎027・898・5935

健康

○健康テレホンサービス

☎027・234・4970

二次元コードから健康相談と過去の健康情報の検索ができます。

曜日・内容＝〈月曜〉医師はお腹の触診で何をみているのか〈火曜〉腰の痛みと椎間板ヘルニア〈水曜〉歯科診療と感染対策〈木曜〉ストレスと糖尿病〈金曜〉歯科からみた顔の歪み〈土日曜〉ホワイトニング・歯を白くする
直接相談タイム（歯科）＝歯科医師が直接相談。12月9日㈬19時30分～21時

寄付

●**フットサルチャリティ交流大会**＝2万円を医療従事者へ
●**前橋ロータリークラブ**＝園路整備用資材を敷島公園門倉テクノばら園内香りのガーデンの整備のために